

2 自然環境の保全・回復の方針

～緑や水の自然環境を保全・回復していくために～

1. 自然環境の状況

緑地における大規模な開発は減少しているが、小規模な開発が見られる

- 平成12年の都市計画基礎調査によると、山林の面積は1,319.3haで、市域の33.4%を占めています。
- 大規模な住宅地開発等は減少傾向にありますが、斜面地における中高層共同住宅の建設や墓地造成等の斜面緑地における開発が依然として見受けられます。

2. 主な動向と取り組み

部門別の方針(本編58～59ページ)に掲げる具体的な方針についての主な動向と取り組みは次のとおりです。

方針 1) 独自の地形を活かした骨格的な緑地構造の保全

市の姿勢を明確化するとともに法規制や緑地の取得等の多様な施策を進めている

- 三大緑地の保全に関する基本方針の決定(H12.8)、緑の基本計画の改訂(H13.6)により、緑の保全に関する施策の方針を明確にしました。
- 「緑の骨格軸」の構成部分として、広町緑地の保全が長年の課題となっていましたが、都市公園法に基づく都市林として保全することを決定し、現在都市計画決定に向けた手続を進めています。
- 台峯の緑地についても同様に本市の長年の課題でしたが、保全に向けた基本的方向性がまとまりました。
- また、常盤山特別緑地保全地区の都市計画決定に向けた手続を進めています。
- 風致地区(9ha、H14.4)、歴史的風土保存区域(33ha、H12.3)、歴史的風土特別保存地区(2.5ha、H15.9)の拡大、特別緑地保全地区※(4地区10.1ha)の指定による緑地の保全を進め、古都保存法等指定区域内については樹林管理も実施しています。

- 保存樹木の指定や緑地保全契約を行うとともに、緑地保全基金への積立てを行うなど、多様な施策を進めています。

※平成16年6月に公布された「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」が、平成16年12月に施行されたことに伴い、法律名が「都市緑地法」に変更されるとともに、従来の「緑地保全地区」の名称が「特別緑地保全地区」に改められました。

方針 2) 骨格的な緑地構造と連結する河川軸や海岸線、幹線道路を活かした緑のネットワークの創出

- 砂押川沿いにプロムナードを整備し(390m)、あわせて緑化を行いました。

方針 3) 身近な緑や自然とのふれあいの場の創出

市街地における緑地の維持や緑化の推進を行い、自然とふれあうための取り組みを行った

- 各種緑化事業を重点的に実施する緑化モデル地区の指定や良好な住宅の緑の保全を目的とする緑地協定の締結により、緑地の維持を図っています。
- 良好な住環境の保全を目的とした地区計画(3地区)において、最低敷地規模の設定を行うとともに、緑化の方針を定めています。
- 公共施設の緑化や生垣等の接道緑化に補助を行うまち並みのみどりの奨励事業を推進しています。
- 風致地区内許可行為や一定規模以上の開発事業において、敷地や接道部分の緑化指導を行っています。
- 鎌倉中央公園の整備に当たっては、自然とのふれあい、農林作業体験、レクリエーション、市民交流等の余暇活動の多様化に対応した施設を導入しました。
- 砂押川プロムナード(390m)及びハイキングコース(3コース)の整備を行い、自然環境とのふれあいの場の創出を図りました。

方針 4) 都市の安全性や魅力的な景観をつくる緑の保全・創出

- がけ崩れ災害予防対策工事や公園整備の際には、景観面や環境面に配慮した工事を行っています。

方針 5) 健全な自然生態系の保全及び回復

生態系に配慮した公園やビオトープを整備した

- 鎌倉中央公園の整備に当たっては、現存する谷戸の生態系の保全に配慮した整備を行いました。
- 市庁舎及び県立鎌倉高等学校でビオトープ※を整備しました。

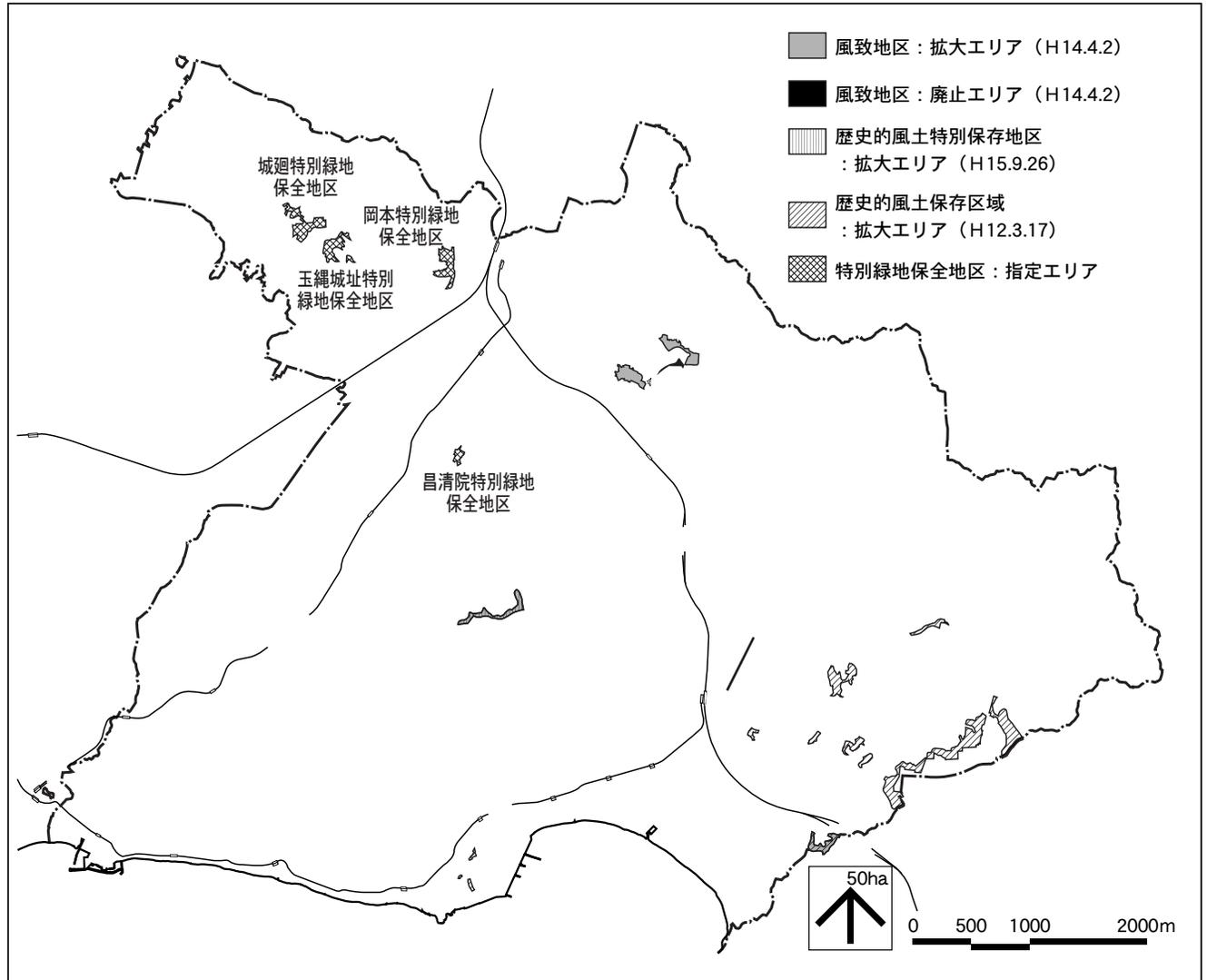
※植物、小動物、昆虫、鳥、魚などが共生できる生物生息空間を保全、造成または復元した場所を言います。

方針 6) 緑地や河川・海岸などの適正な維持管理と環境に関する意識の高揚

講習会、指導者の育成の啓発事業等を行った

- 「緑の学校」の開設をはじめ、各種講習会の開催及び充実を図りました。
- 緑のレンジャーや地域緑化指導者の育成を図りました。
- 緑化窓口の設置及び充実を図りました。

図 歴史的風土保存区域、風致地区、特別緑地保全地区等の変遷及び指定区域



3. 重点的に取り組む内容

重点

1) 緑地の保全

三大緑地については保全に向けて一定の方向性が定まり、まとまりのある緑地については保全されつつありますが、斜面緑地等、比較的小規模な緑地については一部で開発が進行しており、法的に担保措置がとられていない緑地についての計画的な保全のための取り組みが必要です。

(1) 緑地保全のさらなる推進

- 緑地はうるおいと安らぎを与えるとともに、鎌倉のまち並みを形成する重要な要素です。緑の保全は市の重要施策の一つであり、法制度を活用した指定区域の拡大等（歴史的風土特別保存地区、近郊緑地特別保全地区、近郊緑地保全区域等）や新たな地区指定（特別緑地保全地区等）を行うなど、緑の基本計画に基づく施策方針に従い、その保全を図ります。
- 法制度を活用して保全を図る緑地以外の周辺の緑地や谷戸の良好な自然環境を有する緑地についても、緑の基本計画に基づく施策方針に従い、条例等（保存樹木等指定や緑地保全契約等）の活用や、ナショナルトラスト運動との連携など、各種施策の組み合わせによって、緑地の保全を図ります。また、今後とも市街地における緑化に取り組みます。

重点

2) 緑地や公園等の維持管理

今後とも緑地の保全や公園の整備等を推進するとともに、それらの維持管理を適切に行うことが重要です。

(1) 緑地の適切な維持管理の実施

- 法的に保全された緑地についても、植生によっては適切な維持管理を行わなければ、荒廃が進むものもあり、がけ崩れや倒木などの災害の危険性も増します。法制度等による指定区域内の樹林管理を市が行う「樹林管理事業」とあわせて、今後、市民参画による維持管理等、緑地の適切な維持管理を図ります。

(2) 市民参画等による公園整備と維持管理の推進

- 公園整備を行う場合には、市民や市民活動団体等と協議の上、目的に合わせた整備方針及び計画を検討します。
- NPO、公園愛護会などの市民参画による公園の維持管理を図ります。
- 指定管理者制度の導入による公園の維持管理についても検討します。

(3) 地域のニーズを考慮した公園の有効活用

- 地域のニーズを考慮した公園の改修及び地域間の配置バランスのとれた公園設置を検討します。

重点**3) 水辺環境の整備・活用**

河川・海浜・池等の水辺環境についても本市の自然環境を構成する重要な要素であることから、その環境を十分に活かすため、明確な方針を定めることが必要です。

(1) 水辺環境保全の方針の明確化

- 海、河川、池、湧水等の水辺環境についても、鎌倉のまち並みを形成する重要な要素であることから、それぞれの特性を把握し、近隣住民や市民活動団体等と協議の上、整備や保全の方針の策定について検討します。

(2) 良好な河川の整備

- 河川の特性や周辺環境に合わせて、安全で親水性のある河川の整備に努めます。